

# 回送運行許可事業者に対する監査方針

平成25年1月23日

北技管第76号

一部改正 平成28年4月1日

## 1. 基本方針

回送運行許可事業者（自動車の回送を業とする者で道路運送車両法第36条の2第1項の規定に基づき北海道運輸局長の許可を受けた者。以下「事業者」という。）に対する監査については、適正な事業遂行が最も重要であるという基本的認識の下に行うこととし、事業者が法令等違反を犯す前の予防的なものとなるよう努め、かつ、法令等違反の疑いのある事業者に対する行政処分等を視野に入れ、事業の適正化を確保することを目的とする。

## 2. 監査の種類および対象

監査の種類は、次のとおりとする。

### (1) 巡回監査

巡回監査は、以下の事業者に対して行うこととする。

- ① 法令違反の疑いがある事業者。
- ② 許可に付した条件に違反する疑いのある事業者。
- ③ 新たに回送運行許可を受けた事業者、営業所を新設した事業者、又は相続若しくは合併、会社分割により事業を継承した事業者。
- ④ その他特に立入りによる監査が必要と認められる事業者。

### (2) 呼出監査

呼出監査は、以下の場合に対して行うこととする。

- ① 監査の結果、法令又は許可に付した条件に違反する事実が認められた事業者であって、事業の改善を指導され、かつ、改善状況の報告を指示された事業者。
- ② (1) ①から④までに規定する事業者に対して監査を行う場合であって、呼出監査を行うことが適当と認められる場合。
- ③ その他特に呼出監査を行うことが必要と認められる事業者。

## 3. 監査の実施及び方法

(1) 監査の実施に当たっては、運輸局及び各運輸支局が連携し効率的、効果的な実施を図るものとする。

(2) 効率的、かつ、効果的な監査を行う観点から、巡回監査は、事業者に対して事前に監査通知を発出した上で行うこととする。

ただし、緊急を要するとき又は通知を行うことによる関係帳票類の改ざん等のおそれがあるときは、監査通知を発出せずに行うものとする。

- (3) 呼出監査は、運輸支局等に呼び出して行う。ただし、関係帳票類の提出をもってそれに代えることができると判断される場合は、この限りでない。
- (4) 監査の結果、法令又は許可に付した条件に違反する事実を確認した場合は、当該事業者の責任者からその旨の確認書を取り付けるものとする。

## 附 則

### (適用時期)

- 1 この監査方針は、平成25年2月1日から施行する。
- 2 この監査方針は、平成28年4月1日から施行する。